

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第 25号

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「場合」の右に「(利用日の属する月の前月の初日前に第2条第1項の規定による申請をした場合を除く。)」を加える。

別表第2備考以外の部分中

円
100
200

を

円
100
210

に、

「

7,120
1,360

を

7,120
1,420

に、

「

サッカー用具	一 式	1日4,190円 (1時間以内に あつては1,570円、2時間以内 にあつては3,140円)	を
ラグビーフットボール用具			
アメリカンフットボール用具			
ホッケー用具			

」

「

サッカー用具	一 式	1日4,390円 (1時間以内に	に、
--------	-----	---------------------	----

ラグビーフットボール用具	あつては1,640円、2時間以内にあつては3,290円)
アメリカンフットボール用具	

」

「

1,010
500
310
200

」

を

「

1,060
520
320
210

」

に、

「

200
200
1,360
410
1,360
620
2,610
310

」

を

「

210
210
1,420
430
1,420
650
2,740
320

」

に改める。

別表第3 広告等を表示し、又は掲出する期間の項中「3,130」を「3,280」に、「10,500」を「11,020」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金及び広告等の表示又は掲出に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)